

電子号外は岩手日報ホームページ(<http://www.iwate-np.co.jp/>)でもご覧になれます。



「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法が可決、成立した参院本会議。左下は一礼する金田法相＝15日午前7時46分

「共謀罪」法が成立

自公強行、委員会を省略

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法が15日朝の参院本会議で自民、公明両党と日本維新の会などの賛成多数により可決、成立した。自公両党は参院法務委員会の採決を省略するため「中間報告」と呼ばれる異例の手続きで採決を強行。監視社会や捜査権乱用につながる懸念を置き去りにした形だ。15日未明の衆院本会議では安倍内閣への不信任決議案が否決された。

同法は適用犯罪を277とし、対象をテロ組織や暴力団などの「組織的犯罪集団」と規定。構成員が2人以上で犯罪を計画し、うち少なくとも1人が現場の下見や資金調達などの「準備行為」をすれば、計画に合意した全員が処罰されるとの内容。実行後の処罰を原則としてきた刑法体系を大きく変えることを意味する。

参院本会議での採決は投票総数235、賛成165、反対70だった。

国会審議では民進、共産両党などから「適用対象の定義があいまいで、恣意的な運用の恐れがある」との批判が噴出した。金田勝年法相の不安定な答弁も問題視された。

中間報告は委員会の審議を途中で打ち切って委員長らに本会議への報告を求める手続き。内閣不信任案は民進、共産、自由、社民の野党4党が「強権的な国会運営」などを理由として14日夜に提出した。